



島根県報

平成30年2月13日（火）

号外第11号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

告 示**島根県告示第67号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年2月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	掛合大東線	雲南市掛合町掛合3153番49地先から同3158番43地先まで	前	メートル 6.00～18.80	メートル 133.00	道路改良工事 拡幅
			後	7.20～28.90	133.00	
"	"	雲南市掛合町掛合3150番1地先から同2754番1地先まで	前	4.70～14.80	305.30	雲南県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	6.80～20.70	305.30	
"	佐田八神線	飯石郡飯南町獅子72番2地先から同地先まで	前	4.30～5.90	67.00	道路改良工事 拡幅
			後	5.30～11.90	67.00	